

資料 1

経済産業省説明資料

(第 34 回部会の宿題等)

経済産業省生産動態統計調査における統一基準(案)

平成 25 年 6 月
経済産業省大臣官房
調査統計グループ

1. 調査欄及び調査項目

(1) 製品欄

① 調査事項

事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、以下の5事項を基本とするが、受注品については生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする。

- ・生産
- ・受入
- ・消費
- ・出荷
- ・在庫

② 内訳項目

生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズが高いものとする。ただしこのうち、調査品目や項目が詳細または多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。

また、受入については、海外からの受入が多い品目について、「国内」と「国外」に分けることを原則とする。

③ 調査品目

調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。

なお、以下でいう「商品」は、工業統計調査用商品分類の商品であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。

- i 年間出荷額が 100 億円未満の商品は対象外とする。(工業統計調査商品分類と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額(生産金額の無い品目については販売金額)で評価する。)

ただし、同一工場内での消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品(品目)については、その消費した金額を算出し年間出荷額に加える(以下同じ。)

なお、年間出荷額が 100 億円未満の商品であっても、他に 100 億円を超える類似商品がある場合や類似した複数の商品を統合して 100 億円を超える場合は、統合した商品を品目として採用することとする。

また、年間出荷額が 100 億円以上であっても急激な生産縮小が見られる商品については、品目としての統合又は削除を検討する。

- ii 年間出荷額が 100 億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。
- iii 年間出荷額が 1,000 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品は品目として採用する。

- iv 技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。

また、日本標準産業分類の変更に対応した見直しも行うこととする。

(2) 原材料欄

原材料欄については、古紙など環境・リサイクル上業種横断的に使用される品目及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。

(3) 労務欄

「従事者数」については、調査対象の調査範囲を確定するため継続することとし、部門区分については、記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。

(4) 生産能力・設備欄

生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。

なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い(生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない)業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。

調査単位については、より実態を表す単位を採用する(設備調査から能力調査への切り替えも推進する)。

2. 対象範囲

調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し対象範囲の見直しを行うこととする。

3. 調査票

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票(例えば、鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票等)については、廃止を検討する。

4. 調査組織

調査業務の効率化の観点から、「調査組織」の見直しを行う。

調査票別金額調査一覧

	調査票番号	調査票名	金額調査	製品欄 品目数
1	1010	鉄鋼月報(その1) 銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品		23
2	1020	鉄鋼月報(その2) 普通鋼熱間圧延鋼材		22
3	1040	鉄鋼月報(その4) 普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く。)・めっき鋼材(線類を除く。)・冷間ロール成型形鋼		11
4	1050	鉄鋼月報(その5) 特殊鋼圧延鋼材		10
5	1060	鉄鋼月報(その6) 鋼管		5
6	1070	鉄鋼月報(その7) 磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品		27
7	1090	鉄鋼月報(その9) 労務・設備		
8	2010	機械器具月報(その1) ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く)	○	
9	2020	機械器具月報(その2) 土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	○	
10	2030	機械器具月報(その3) 化学機械及び貯蔵槽	○	
11	2040	機械器具月報(その4) パルプ・製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	○	
12	2060	機械器具月報(その6) ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く)	○	
13	2070	機械器具月報(その7) 油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く)	○	
14	2080	機械器具月報(その8) 運搬機械及び産業用ロボット	○	
15	2090	機械器具月報(その9) 動力伝導装置	○	
16	2100	機械器具月報(その10) 農業用機械器具及び木材加工機械	○	
17	2110	機械器具月報(その11) 金属工作機械	○	
18	2120	機械器具月報(その12) 金属加工機械及び鑄造装置	○	
19	2140	機械器具月報(その14) 食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	○	
20	2160	機械器具月報(その16) 事務用機械	○	
21	2170	機械器具月報(その17) ミシン及び繊維機械	○	
22	2180	機械器具月報(その18) 冷凍機及び冷凍機応用製品	○	
23	2190	機械器具月報(その19) 業務用サービス機器	○	
24	2200	機械器具月報(その20) 軸受(玉及びころ軸受に限る)	○	
25	2210	鉄構物及び架線金物月報	○	
26	2220	ばね月報	○	
27	2230	機械器具月報(その23) 金型	○	
28	2240	機械器具月報(その24) 機械工具	○	
29	2250	弁及び管継手月報	○	
30	2260	空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	○	
31	2270	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	○	
32	2280	機械器具月報(その28) 回転電気機械(航空機用のものを除く)	○	
33	2290	機械器具月報(その29) 静止電気機械器具(航空機用のものを除く)	○	
34	2300	機械器具月報(その30) 開閉制御装置(航空機用のものを除く)	○	
35	2310	機械器具月報(その31) 民生用電気機械器具	○	
36	2320	機械器具月報(その32) 電球、配線及び電気照明器具	○	
37	2330	機械器具月報(その33) 通信機械器具及び無線応用装置	○	
38	2340	機械器具月報(その34) 民生用電子機械器具	○	
39	2350	機械器具月報(その35) 電子部品	○	
40	2360	機械器具月報(その36) 電子管、半導体素子及び集積回路	○	
41	2370	機械器具月報(その37) 電子計算機及び関連装置	○	
42	2380	機械器具月報(その38) 電気計測器及び電子応用装置	○	
43	2390	機械器具月報(その39) 電池	○	
44	2400	機械器具月報(その40) 自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)	○	
45	2410	機械器具月報(その41) 自動車部品及び内燃機関電装品	○	
46	2420	機械器具月報(その42) 二輪自動車及び部品	○	
47	2430	機械器具月報(その43) 自転車及び車いす(原動機付自転車を除く)	○	
48	2440	機械器具月報(その44) 産業車両	○	
49	2450	機械器具月報(その45) 航空機	○	
50	2460	機械器具月報(その46) 計測機器	○	
51	2470	機械器具月報(その47) 光学機械器具及び時計	○	
52	2490	機械器具月報(その49) 武器	○	
53	2510	粉末や金製品月報(超硬チップを除く)	○	
54	2520	鍛工品月報	○	

55	2530	鋳鉄鑄物月報	○	
56	2540	可鍛鑄鉄及び精密鑄造品月報	○	
57	2550	非鉄金属鑄物月報	○	
58	2560	ダイカスト月報	○	
59	2570	機械器具月報(その57)半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	○	
60	3010	化学繊維月報		11
61	3040	紡績糸月報		9
62	3110	織物生産月報		13
63	3150	タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	○	
64	3160	染色整理月報		19
65	3180	ニット・衣服縫製品月報	○	
66	3200	二次製品月報(製綿・ふとん、網・網、細幅織物・組ひも・レース)	○	
67	4230	パルプ月報	○	
68	4240	紙月報	○	
69	4260	板紙月報	○	
70	4290	段ボール月報	○	
71	4300	印刷月報	○	
72	5020	楽器月報	○	
73	5030	家具月報	○	
74	5040	軽金属板製品月報	○	
75	5050	文具月報	○	
76	5080	玩具月報	○	
77	5100	革靴月報	○	
78	5110	製革月報	○	
79	5120	ガラス製品・ほうろう鉄器月報	○	
80	5130	陶磁器月報	○	
81	5140	ファインセラミックス月報	○	
82	6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	○	
83	6080	コーラタール製品・環式中間物及び合成染料月報	○	
84	6090	有機薬品及び写真感光材料月報	○	
85	6100	石油化学製品月報	○	
86	6121	無機薬品・火薬類月報	○	
87	6122	触媒月報	○	
88	6140	高圧ガス月報	○	
89	6160	プラスチック月報	○	
90	6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	○	
91	6175	化粧品月報	○	
92	6180	塗料及び印刷インキ月報	○	
93	6201	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	○	
94	6202	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	○	
95	6210	プラスチック製品月報	○	
96	7220	セメント月報	○	
97	7230	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	○	
98	7250	耐火れんが・不定形耐火物月報	○	
99	7260	炭素製品・研削砥石月報	○	
100	7290	ボード・パネル月報	○	
101	7320	金属製建具月報	○	
102	7340	セメント製品月報	○	
103	8020	鉱物及びコークス月報	○	
104	8040	原油及び天然ガス月報	○	
105	8061	石油製品月報		20
106	9040	アルミニウム月報	○	
107	9050	非鉄金属製品月報(伸銅製品)	○	
108	9060	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	○	
109	9070	非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)	○	
110	9080	非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報	○	
111	9810	非鉄金属月報	○	

金額調査をしていない調査票数 = 12/111

// 品目数 = 170/1644

経済産業省生産動態統計調査回収率

	2006年	2012年	ポイント差
本省直送	93.6%	89.7%	▲ 3.9
局全体	97.2%	96.9%	▲ 0.3
都道府県	89.%	82.1%	▲ 6.9
全体	93.4%	90.6%	▲ 2.8

経済産業省生産動態統計調査（平成26年改正）に係る産業統計部会竹原委員の意見への回答

統計委員会 産業統計部会（平成25年5月27日）における竹原委員の意見

基幹統計から一般統計に移るということについて、そのまま移行するというだけでは、調査対象側の負担軽減にはならず、認められないと思う。この統一基準の表現を見ると、そのまま基幹統計から外れた部分が一般統計に移る、と見られかねない。こういった議論があるということを含んでおいていただきたい。

【回答】

ご指摘どおり、一般的には、調査項目の移行に際しては、報告者の記入負担軽減を図ることが原則であると思料。

しかるに、こと今回の一般統計調査への移行を検討している鉄鋼関係に関しては、報告者の代表者である日本鉄鋼連盟に確認したところ、「鉄鋼業界は報告者である一方で利用者でもあり、需給状況把握の観点から生産動態統計調査について非常に重視している。各社とも現在の調査票にあわせて、回答するシステムを組んでおり、調査内容が変更された場合には、大変な負担となる。このため、今回移行を検討している項目については、むしろそのまま調査内容を変更することなしに移行していただいた方が記入者負担軽減の観点からも報告者にとっては望ましい。」との回答を得ている。

当方としては、今回は、このような報告者の意向を尊重したいと考えている。